（使用前確認証）

第三条の七　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、第三条の五の規定による申請に係る加工施設が法第十六条の三第二項各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、使用前確認証を交付する。

（廃止措置中の加工施設の維持）

第三条の八　法第十六条の四ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、廃止措置対象施設に第九条の四の二第十号の性能維持施設が存在する場合とする。この場合において、法第十六条の四本文の規定は、同号の性能維持施設に限り、適用されるものとする。

（使用前検査合格証）

第三条の七　原子力規制委員会は、使用前検査に合格したと認めたときは、使用前検査合格証を交付する。

（溶接検査を受ける加工施設）

第三条の八　法第十六条の四第一項の原子力規制委員会規則で定める加工施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　プルトニウム又はプルトニウム化合物を含む液体状又は気体状の物質を内包する容器又は管であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質の場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上のもの

ロ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の容器（イに規定するものを除く。）であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ハ　その内包するプルトニウムの放射能濃度が三十七マイクロベクレル毎立方センチメートル（液体状の物質を内包する場合は、三十七ベクレル毎立方センチメートル）以上の管（イに規定するものを除く。）であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの（放射性物質の閉じ込め区域内にあつて内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているダクトを除く。）

二　ウラン又はウランの化合物を含む気体状の物質を内包する容器又は管（その容器又は管の内部の圧力が外部の圧力より低く維持されているもの及び前号に規定するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の容器であつて、最高使用圧力が九十八キロパスカル以上のもの又は内容積が〇・〇四立方メートルを超えるもの

ロ　その内包するウランの放射能濃度が三十七ミリベクレル毎立方センチメートル以上の管であつて、外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの

三　ウラン又はウランの化合物を含む液体状の物質を内包する容器又は管（第一号に規定するものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ　その内包するウランの量が五百キログラム以上の容器

ロ　その内包するウランの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の容器（イに規定するもの及びその内包するウランの量が五キログラム未満の容器を除く。）

ハ　その内包するウランの放射能濃度が三十七キロベクレル毎立方センチメートル以上の管（その内包するウランの量が五キログラム未満の容器に附属する管を除く。）であつて、液体状の六ふつ化ウランを内包するもの又は外径六十一ミリメートル（最高使用圧力が九十八キロパスカル未満の管にあつては、百ミリメートル）を超えるもの